

APPEAL

発 行 者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2014年6月23日
NO.62

年休申し込みについて支社に申し入れ！！

年休申し込みに対しては全て発給するのが原則！

抽選結果に基づいて発給すること！

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海労関西地「申」第53号
2 0 1 4 年 6 月 1 9 日

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪交番検査車両所並びに大阪台車検査車両所における
「年休の取り扱い変更」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所と大阪台車検査車両所で、この6月から「年休の承認方法」などその取り扱いに変更があった。しかし現場ではその取り扱いに関して不明瞭な部分が生じており、社員からは不満の声が出ている。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 5月25日の勤務指定時における6月発給の年次有給休暇について、大交両並びに大台両におけるそれまでの「年休承認の取り扱い」が変更された理由を明らかにすること。
2. 年次有給休暇は労働者にとって法に定められた権利であり、その運用や取り扱いに変更が生じた場合は速やかに労働組合に説明するとともに社員に対する説明を誠実にを行うこと。
3. 基本協約第58条並びに同2項の現場におけるそれぞれの運用方法を具体的に明らかにすること。
4. 年休の発給にあたっては抽選結果に基づいて発給すること。
5. 今回の年休の取り扱い変更について、これ以上の混乱を防ぐために現場で説明を行い社員の納得が得られるまでの間以前の取り扱いに戻すこと。

以上

年休（年次有給休暇）は労働者（社員）の権利！
会社の都合で恣意的に抑制するのは労働基準法違反になります。
「時期変更権」はどうしても業務に支障を来す場合のみで代替
え日の指定が必要です。

私たちは職場の声を訴えていきます！